

令和 9 年度

国の施策及び予算に関する提案 (案)

令和 8 年 7 月

指 定 都 市

この資料に掲げた提案項目は、原局局長会議から提出された原案を指定都市窓口・財政担当課長協議において取りまとめているものであり、今後、窓口・財政担当局長協議を経て、案として最終的に決定される予定のものです。

目 次

・ 提案事項

< 財政・大都市制度関係 >

- 1 地方交付税の必要額の確保
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】
- 2 物価高への対応に要する財政措置等
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・経済産業省】
- 3 多様な大都市制度の早期実現
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】

< 個別行政分野関係 >

- 4 「こども未来戦略」を踏まえたこども・子育て支援の充実
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省】
- 5 インフラ施設の老朽化対策及び防災・減災対策による国土強靱化の推進
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・国土交通省】
- 6 中学校を含めた給食費無償化の制度化及び安定的な財源確保
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】
- 7 義務教育施設等の整備促進
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】
- 8 脱炭素社会の実現
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・経済産業省・環境省】
- 9 持続可能な学校体制づくり
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】
- 10 地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・国土交通省】
- 11 基幹業務システムの統一・標準化の課題の解決
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・デジタル庁】

国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度、生活環境や都市機能の充実・向上のための財政需要が増加していますが、現状において税制・財政上の措置は十分ではありません。加えて、地方法人税導入により都市税源の更なる確保が厳しい状況となっています。また、徹底した行財政改革に取り組んでいますが、過去の経済対策に呼応した社会資本整備などに係る借入金の償還が大きな負担となっています。さらに、全国的に多発する大規模災害からの復旧や復興、防災・減災対策や国土強靱化の取組のほか、国際情勢の影響を受け、更なる物価高への対応などに多額の経費が見込まれ、財政運営は極めて難しい状況に置かれています。

このような状況の中でも引き続き、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、持続的な経済成長に寄与していくため、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠です。その動きをより推進するためには、事務・権限・税財源の移譲を進めることはもとより、「特別市」の法制化等による地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現など、真の地方分権改革を実現することが必要です。

また、物価高への対応に加え、こども・子育て政策の強化、社会資本の強靱化・長寿命化、脱炭素社会の実現、持続可能な学校体制づくり、自治体DXの推進等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

そこで、令和9年度国家予算編成に当たり、特に重要な事項を以下のとおり提案します。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

令和8年7月

指定都市市長会

札幌市長	秋元克広
仙台市長	郡和子
さいたま市長	清水勇人
千葉市長	神谷俊一
川崎市長	福田紀彦
横浜市長	山中竹春
相模原市長	本村賢太郎
新潟市長	中原八一
静岡市長	難波喬司
浜松市長	中野祐介
名古屋市市長	広沢一郎
京都市市長	松井孝治
大阪市長	横山英幸
堺市長	永藤英機
神戸市長	久元喜造
岡山市市長	大森雅夫
広島市長	松井一實
北九州市市長	武内和久
福岡市長	高島宗一郎
熊本市市長	大西一史

指定都市議長会

札幌市議会議長	長内直也
仙台市議会議長	野田讓
さいたま市議会議長	伊藤仕
千葉市議会議長	松坂吉則
川崎市議会議長	原典之
横浜市議会議長	渡邊忠則
相模原市議会議長	大槻和弘
新潟市議会議長	小野清一郎
静岡市議会議長	丹沢卓久
浜松市議会議長	渥美誠
名古屋市議会議長	小出昭司
京都市議会議長	下村あきら
大阪市議会議長	杉村幸太郎
堺市議会議長	長谷川俊英
神戸市議会議長	横畑和幸
岡山市議会議長	田口裕士
広島市議会議長	八條範彦
北九州市議会議長	中村義雄
福岡市議会議長	平畑雅博
熊本市議会議長	田中誠一

[提案事項説明]

<財政・大都市制度関係>

1 地方交付税の必要額の確保

大都市特有の財政需要に加えて、防災・減災、国土強靱化のほか、こども・子育て政策の強化、人件費の増加、物価や賃金の上昇の影響を受けるものなど様々な財政需要を抱えていることから、今後も臨時財政対策債に頼ることなく、法定率の引上げなどにより、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な地方交付税総額を確保すること。

【要請の背景】

地方交付税は地方の固有財源であり、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつ。

指定都市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる都市インフラの整備など、大都市特有の財政需要に加えて、激甚化・頻発化する自然災害への対応やインフラ老朽化対策等の防災・減災、国土強靱化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、団塊の世代が後期高齢者となることに伴う医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組等に係る様々な財政需要を抱えているものの、財政措置は十分ではない。

また、令和8年度地方財政計画の歳出において、ごみ収集や学校給食などのサービス・施設管理等の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における自治体のコスト増への対応として5,850億円が増額計上された。また、令和8年度の地方公務員の給与改定の備えとして4,000億円、いわゆる教育無償化に係る地方負担3,552億円が道府県を通じて計上されたが、物価高の状況によっては、様々な行政経費の更なる増大が懸念されるところである。さらに、人件費については、教職調整額の見直しを含め、引き続き対応が求められることが想定される。

なお、臨時財政対策債については、平成13年度の制度開始以来、指定都市へ相対的に多く配分されてきており、市債残高削減の支障となっている。令和8年度は令和7年度に引き続き、新規発行額がゼロとなったものの、制度の廃止には至っていない。

【地方交付税の状況】

	平成15年度 決定額	令和7年度 決定額	増減額	増減率
全国総額	18兆693億円	20兆2,676億円 (20兆388億円)	2兆1,983億円 (1兆9,695億円)	12.2% (10.9%)
市町村分	8兆908億円	10兆2,501億円 (10兆1,517億円)	2兆1,593億円 (2兆609億円)	26.7% (25.5%)
指定都市総額	9,433億円	1兆1,741億円 (1兆1,520億円)	2,308億円 (2,087億円)	24.5% (22.1%)

注1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。

注2 地方交付税(全国総額・指定都市総額)のうち、令和7年度決定額には震災復興に係る特別交付税を含まない。

注3 < >内は臨時財政対策債償還基金費を除いた場合の金額等

2 物価高への対応に要する財政措置等

長期化する物価高により厳しい状況にある市民生活・地域経済への対応として、エネルギー価格上昇への対策なども含め、国の責任において万全を期すとともに、国庫補助負担金の算定基礎において時機を逃さず適切に物価上昇分を反映すること。

また、地方向け交付金を措置する場合は、財政力にかかわらず必要額を措置すること。

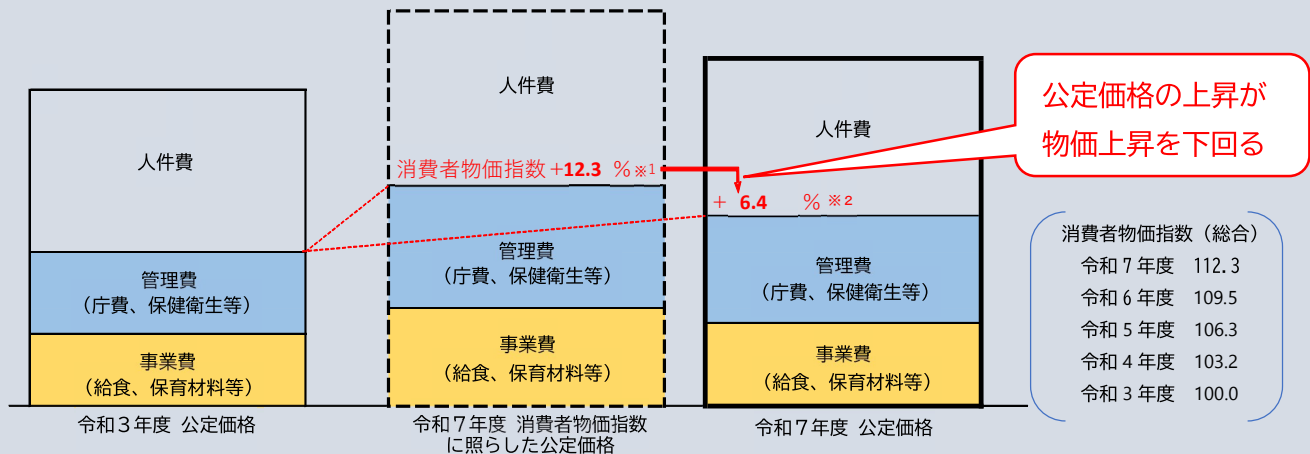
【要請の背景】

国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食品価格等の上昇が続き、全国における令和7年度の消費者物価指数（総合指数の平均/令和2年基準）は112.3で、令和3年度に比べ12.3%上昇しており、実質賃金が安定的にプラス水準に到達したとはいえない中、市民生活・地域経済への深刻な影響が長期化している。

こうした状況の中、保育所運営費をはじめ、物価高の影響を受ける国庫補助負担金の算定基礎において、物価の上昇分が十分に反映されていないものと考えられ、これまでは、地方向け交付金を活用し、この保育所運営や給食費の増嵩分に対する支援など、地域の実情に応じて対応してきた。

今後も、国際情勢の影響等を受け、更なる物価高が継続することが懸念されるため、国の責任において、電気・ガス料金等エネルギー価格の上昇などの対策も含め、万全を期すとともに、国庫補助負担金の算定基礎において時機を逃さず適切に物価上昇分を反映させるほか、地方向け交付金の措置を行う場合は、財政力によって調整を行わず必要額を措置することが求められる。

■ 国庫補助負担金の算定基礎に物価上昇分の反映が不足していると考えられる例：保育所運営費



■ 重点支援地方交付金(推奨事業メニュー分)の状況

区分	全国	割合 B/A		
		市町村 A	指定都市 B	
交付限度額	4兆5,000億円	2兆2,250億円	3,769億円	17%
人口	1億2,614万6,099人		2,779万9,054人	22%
事業所数		506万494事業所	124万2,038事業所	25%

【推奨事業メニュー】

医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、消費下支え等を通じた生活者支援などの8項目

人口・事業所数の全国シェアに対し、指定都市は交付金の全国シェアが低い

注1 交付限度額は、令和4年9月20日、令和5年3月29日、令和5年11月29日、令和6年12月17日、令和7年5月27日及び令和7年12月16日通知分の合計額である。

注2 人口は令和2年国勢調査による数値である。

注3 事業所数は令和6年経済センサス基礎調査による民間事業所数である。

3 多様な大都市制度の早期実現

第34次地方制度調査会における大都市制度に関する議論の進捗に即して、国においても指定都市の意見を踏まえて更なる検討を進め、特別市の法制化を含む多様な大都市制度を早期に実現すること。

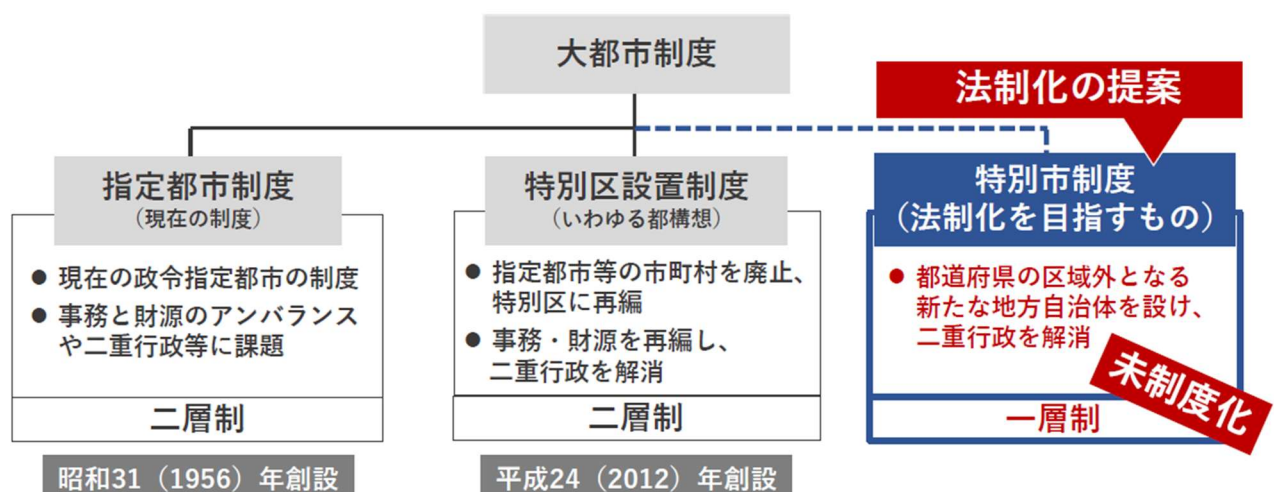
【要請の背景】

急速に進む人口減少や東京都への一極集中といった時代の危機を乗り越え、我が国が持続可能な社会と更なる成長を実現するためには、大都市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用し、地域や圏域の状況に応じて、大都市が圏域の核となって基礎自治体間による水平連携の取組を強化し、圏域全体の活性化を促す必要がある。

また、今後も地方自治体が行政サービスを安定的に提供し続けるためには、これまでの発想を転換し、長年にわたり変わらない都道府県と市町村による画一的な二層制からの脱却など、効率的かつ効果的な地方行政体制を確立しなければならない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域や圏域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有している。各指定都市がその役割を最大限に果たすためには、道府県からの事務・権限・税財源の移譲を積極的に進めることはもとより、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、指定都市制度、特別区設置制度以外の新たな大都市制度である特別市を早期に法制化することが必要である。

本年1月に立ち上げられた第34次地方制度調査会においては、「国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める」との諮問に基づき、大都市制度に関する具体的な議論も進められているところであるが、今後、国においても指定都市の意見を踏まえて更なる検討を進め、特別市の法制化を含む多様な大都市制度を早期に実現すべきである。



地域の実情に応じて
ふさわしい大都市制度を選択できるようにすべき

[提案事項説明]

<個別行政分野関係>

4 「こども未来戦略」を踏まえたこども・子育て支援の充実

- (1) 「こども未来戦略」に掲げる施策の継続に当たっては、地方自治体に新たな財政負担や人的負担がないよう、国において恒久的な財源を確保すること。
- (2) こども医療費や不妊治療費に係る助成、保育所等の利用者負担額の軽減策等の地方自治体独自施策について、国による統一的な制度の創設や支援の拡充等に取り組むこと。また、保育所等の職員の処遇改善や人材確保のほか、地域区分の適切な設定を含めた公定価格の引上げや加算の要件緩和、施設整備補助の事業費確保や補助率の嵩上げ、医療的ケア児等の受入促進及び対応や、外国にルーツをもつこども等とより迅速かつ正確なコミュニケーションを取るための支援に係る財政措置の拡充等を図ること。さらに、放課後児童クラブの運営費に対する国負担割合を見直すほか、放課後児童支援員の処遇改善、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営の推進に係る財政措置の拡充等を図ること。
- (3) 乳児等通園支援事業については、事業者の採算性確保に必要な財政措置や保育人材の確保策を講ずるとともに、各地方自治体の実情に沿った柔軟な運用が可能となるよう改善を図ること。

【要請の背景】

- (1) 「こども未来戦略」の加速化プランに掲げられた各施策を持続的・安定的に推進するため、国において指定都市の意見を踏まえ、恒久的な財源を確保すべきである。
- (2) 地方自治体が独自に行うこども医療費やひとり親家庭医療費、不妊治療費等への助成について、国は地方自治体と議論し、統一的な制度を創設すべきであるほか、保育所・幼稚園等の利用者負担額軽減についても統一的な拡充や再構築を行う必要がある。また、安定的に保育人材が確保できるよう、処遇改善等加算の更なる拡充や人材確保策に対する財政措置が必要であり、幼児期の教育・保育、子育て支援の充実のため、公定価格において物価高騰の影響反映や地域区分の適切な設定による引上げ、1歳児配置改善加算の要件緩和を図るほか、施設老朽化に伴う改築等への補助事業費の確保や補助率の嵩上げ、医療的ケア児や配慮を要するこどもの受入促進及び対応、外国にルーツをもつこども及び保護者とより迅速かつ正確なコミュニケーションをとるための支援に係る財政措置の拡充等を行う必要がある。さらに、放課後児童クラブ運営費の国負担割合の見直しで、補助基準額を引き上げ保護者負担を軽減するとともに、支援員の処遇改善等や施設整備補助の補助率の嵩上げを図るほか、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営の推進には、人材及び活動場所の確保及び、安定的・継続的な実施に必要な財政措置を講ずるべきである。
- (3) 乳児等通園支援事業については、持続的かつ需要に対応可能な事業とすべく、事業者の採算性確保のための財政措置を講ずるとともに、保育人材が今まで以上に必要となることから、その確保策については、国が主体となって更なる対策を講ずる必要がある。また、利用時間の上限設定などの具体的な実施内容については、各地方自治体が柔軟に運用できるよう改善すべきである。

こどもを取り巻く様々な課題・問題を解消するため、国による財政措置・制度の充実等が必要

目指す姿

こどもと子育て家庭にやさしい社会の構築

国への要望

- ・ 保育人材の確保対策のほか、こども・子育て支援制度の充実
- ・ 放課後等のこどもの居場所の確保対策
- ・ 子育て家庭の負担軽減などのための統一的な制度の創設や拡充

課題・問題

- ・ 増加する共働き家庭への支援
- ・ 子育ての負担が大きい
- ・ 放課後児童支援員の不足
- ・ 配慮を必要とする児童の増加
- ・ 保育士等の不足

ほか

5 インフラ施設の老朽化対策及び防災・減災対策による国土強靱化の推進

- (1) インフラ施設の予防保全型の維持管理のため、点検、修繕、改築・更新等を効率的かつ着実に進めるための重点的な支援を講ずること。
- (2) 気候変動により激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する大規模地震に対応するため、防災・減災対策に重点的な支援を講ずること。

【要請の背景】

(1) 高度経済成長期以降に集中的に建設された道路・河川・上下水道等のインフラ施設の多くは老朽化が進行しており、適切な維持管理や更新が不可欠となっている。令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、人命が失われるとともに、市民生活や企業活動に重大な影響を及ぼしており、特に人口や都市機能が集中する指定都市では、事故を未然に防止する視点から予防保全型の維持管理を進めることが急務である。資材価格や人件費の上昇により事業費が増大する中、効率的かつ着実に老朽化対策を行うためには、継続的な国からの財政措置や新技術の活用が不可欠である。このため、要件の緩和などによる制度の拡充や、令和8年度末までの時限措置となっている「公共施設等適正管理推進事業債」の事業期間の延長、予防保全型の修繕や改築・更新のための財政措置、コスト低減や事業の早期完了に資する新技術や新たな事業手法の導入に向けた技術的支援を行う必要がある。

(2) 近年、気候変動により激甚化・頻発化する気象災害や大規模地震などの自然災害により、全国各地で甚大な被害が発生している。特に指定都市では、自然災害が発生すると多くの市民の生命・財産が脅かされ、社会経済活動にも深刻な影響が及ぶ。このため、河川整備や下水道浸水対策による流域治水をはじめ、橋梁などのインフラ施設の耐震化や道路斜面对策、道路ネットワークの機能強化、緊急輸送道路等における無電柱化等の防災・減災対策の推進が急務である。これらの対策を着実に実施するためには、防災・安全交付金などの財政支援の充実、「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急防災・減災事業債」、「緊急浚渫推進事業債」の恒久化等、安定的で継続的な財政措置を講ずるべきである。

(1)(2)の取組をより確実に推進するため、法定計画として策定された「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、必要な財源の安定的で継続的な確保や技術的支援を求める。

図1:インフラ施設の建設後50年以上の割合

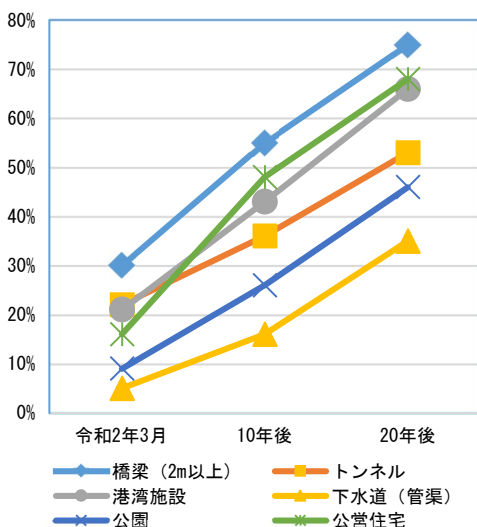
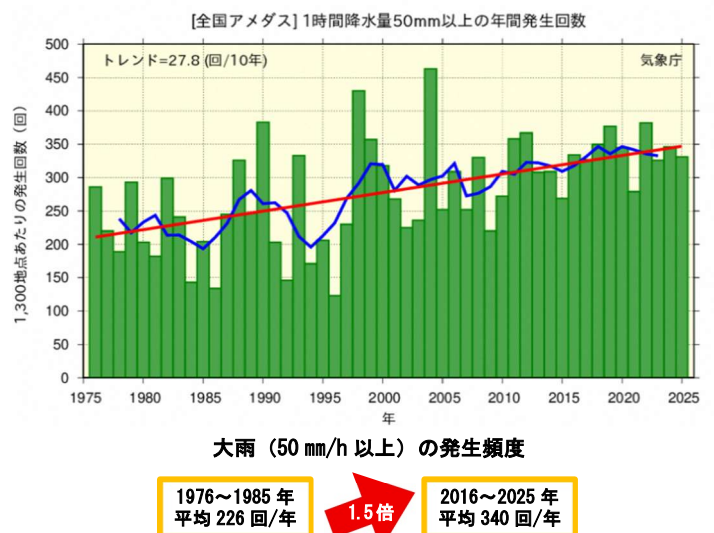


図2:気候変動による大雨発生頻度

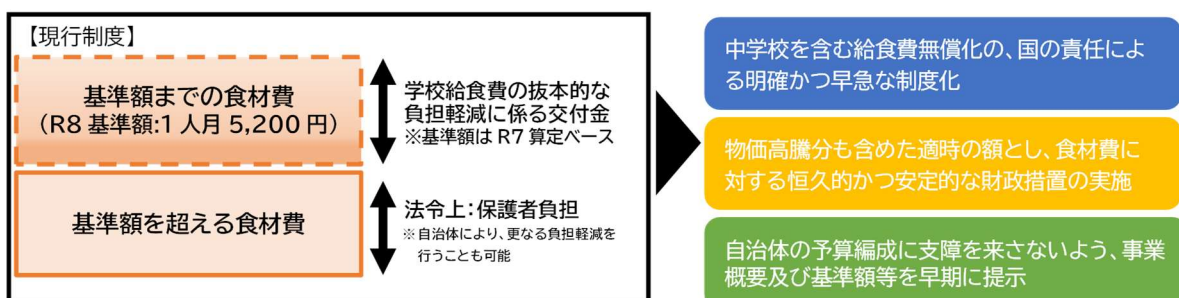


6 中学校を含めた給食費無償化の制度化及び安定的な財源確保

- (1) 中学校を含めた給食費無償化について、国の責任において明確かつ早急に制度化（法改正）し、十分に安定的な財政措置を講ずること。
- (2) 無償化制度が構築されるまでの間、小学校の給食費負担軽減の例に見られるような食材費と国の基準額との差額が生じないように、物価高騰分も含めて適時の額とし、各地方自治体の実情も踏まえ、恒久的かつ安定的な財政措置を講ずること。
- (3) 事業概要及び基準額等については、地方自治体の予算編成に支障を来すことのないよう早期に示すこと。

【要請の背景】

- (1) 国は令和8年4月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を開始しており、義務教育段階における保護者負担の軽減を国策として推進する方向性が示されている。学校給食は学校給食法に基づく教育活動の一環であり、教育条件の均衡を確保する観点からも9年間を通じた義務教育の一体性を踏まえた制度設計が不可欠である。しかし、小学校のみを対象とする現行制度では、中学校との間で同じ義務教育でありながら保護者負担の額に格差が生ずる。また、法改正を行わず地方自治体への予算補助で食材費相当額を支援する方式では、地方自治体の財政力によって給食費無償化の可否が左右され、教育の機会均等が損なわれることに加え、地域間格差の拡大も懸念される。このため、国において給食費無償化を制度化（法改正）することにより、明確かつ恒久的な仕組みとして早急に位置付け、小学校及び中学校の給食費について、いずれにおいても十分に安定的な財政措置を講ずるべきである。
- (2) 指定都市は人口・児童生徒数が集中しているため、各指定都市が負担する経費は極めて大きい。加えて、米や牛乳などの食材費が近年大幅に上昇しており、提供食数の多い指定都市ほど物価変動の影響を強く受ける。国が示す「学校給食費の抜本的な負担軽減」の基準額は、令和5年度を基準に約2年分の物価上昇率を反映した令和7年度ベースで算定されており、全指定都市の令和8年度の食材費見込額を下回っている。このため、学校給食法が改正され、無償化制度が構築されるまでの間、当該負担軽減制度を運用するに当たっては、物価高騰の可能性を踏まえ、各地方自治体の必要食材費と国の基準額に差が生じないように、適正な額とするとともに、地域の実情を反映し、国の責任で恒久的かつ安定的な財政措置を講ずるべきである。
- (3) 令和8年度に創設された「学校給食費の抜本的な負担軽減」については、事業概要と基準額の提示が令和7年12月下旬となり、地方自治体の予算編成の検討期間等が不足した。国の基準額等は翌年度の方針決定に不可欠であり、地方自治体が判断するためには検討期間の確保が必要である。ついては、各地方自治体が翌年度予算を円滑に編成できるよう、事業概要及び基準額等を早期に提示するべきである。

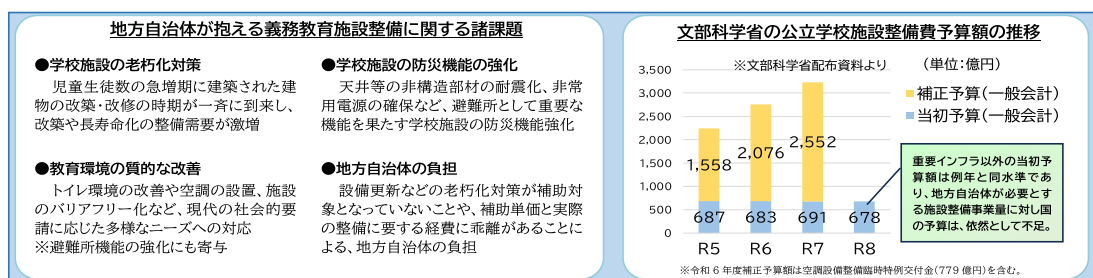


7 義務教育施設等の整備促進

- (1) 安全で良好な教育環境を確保し、計画的な学校施設整備推進のために必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を進めること。また、学校単位または事業単位で国費を活用できるよう補助要件の緩和を図ること。併せて、学校施設環境改善交付金については、多数の事業未採択が生じないよう、事業年度当初に十分な財源を確保した上で全件を交付決定するとともに、入札不調により事業執行を見送った場合は、次年度以降採択すること。この他、併行事業への交付決定についても柔軟に対応すること。
- (2) 老朽化対策としての長寿命化改修等への対応が可能となるよう、補助要件の緩和や高校への補助拡充、補助単価の引上げ等、制度充実を図ること。
- (3) 空調設備整備事業の実施に必要な財源を確保するとともに、リースを活用した整備に対する補助の創設や、対象工事費上限額の更なる引上げ、緊急防災・減災事業債を恒久的な制度とするなど、制度の充実を図ること。

【要請の背景】

- (1) 安全で良好な教育環境を確保するため、学校施設整備に必要な事業量に見合う財政措置と事業採択時期の早期化が不可欠である。また、交付金決定時における工事箇所を指定を廃止し、学校単位等で国費を活用できるよう補助要件の緩和を図ること。あわせて、学校施設環境改善交付金について、多数の事業未採択が生じないよう事業年度の当初予算で十分財源を確保した上で、全件を当初に交付決定するとともに、入札不調により事業執行を見送った場合は、次年度以降に採択されるよう要望する。加えて、本省繰越予算による交付の場合、次年度への繰越し等に柔軟に対応することが望ましい。この他、同一契約で複数の事業単位を実施する際は同時採択を基本とし、採択時期がずれた場合でも、先に採択された事業の内定後に契約が締結されている場合には、「内定前契約」と扱わない等、柔軟な運用とするべきである。
- (2) 老朽化対策としての改築事業や長寿命化改良事業、暑さ対策、バリアフリー化、照明のLED化、学校施設のZEB化、学校規模の適正化等で設備更新等の老朽化対策の単体工事を補助対象とする等の補助要件の緩和や屋外教育環境施設整備の補助時限撤廃、補助単価及び補助率の更なる引上げ等の制度充実及び高校への補助拡充等を図るべきである。
- (3) 空調設備整備事業について、教育環境の改善や防災機能強化に向け、必要財源を継続的に確保し、地域の実情等に応じた柔軟な対応のため、リース活用への補助創設等、事業の拡充を求める。また、体育館への空調設置は、断熱工事を含め多額の費用を要することから、地方自治体の財政負担軽減を図ることが重要である。



**安心安全な教育環境確保
のため不可欠**

- ・継続的な財源の確保
- ・対象工事費の引上げ
- ・更なる制度の充実
- ・時限的な措置の撤廃

8 脱炭素社会の実現

- (1) 脱炭素社会の実現に向け、国が主導して省庁や所管業務の枠を越えた組織横断的な取組を講じることで地方自治体や企業等の取組を推進するため、地球温暖化対策を主目的としない事業であっても、地球温暖化対策に資する場合は、国が交付する補助金等の対象に加えるとともに、補助率引上げ等のインセンティブを付与するなど、財政支援を拡充すること。
- (2) 地域脱炭素推進交付金の後継補助事業を創設するほか、太陽光パネルのリユース・リサイクル促進に向けた支援等を通じて、指定都市の地域脱炭素化を引き続き後押ししていくこと。

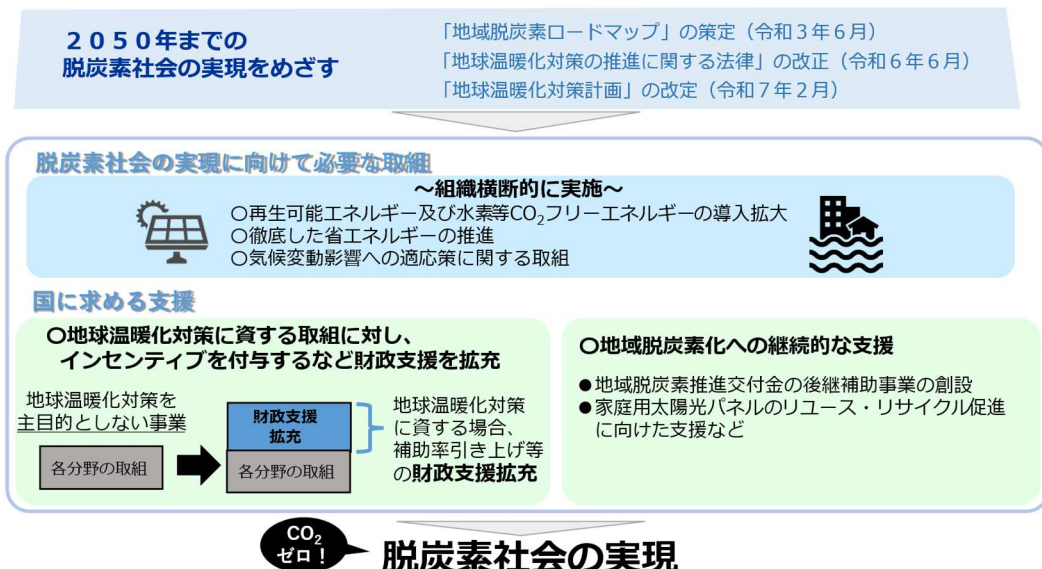
【要請の背景】

2021年4月、国はカーボンニュートラルと統合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦し続けることを表明した。

また、2025年に改定した地球温暖化対策計画において、2026年度から2030年度までの5年間で、関係府省で連携して必要な施策の実行に取り組む実行集中期間として新たに位置付けたところである。

国民の約2割が居住し、産業が集積する指定都市は、地域の脱炭素化をけん引する役割を担っており、再生可能エネルギーをはじめとするCO₂フリーエネルギーの導入拡大や徹底した省エネルギーの推進等が求められている。加えて、ペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池や水素エネルギーの普及に向けた取組を進めることも重要である。併せて、気候変動の影響への適応策に関する取組も、組織横断で展開する必要がある。

国においては、補助金等の財政支援について、例えば学校施設環境改善交付金等を活用した高い省エネ性能を持つ校舎建替え、高効率空調設備への更新や導入、教室等の断熱改修といった地球温暖化対策を主目的としないものの地球温暖化対策に資する事業に対し、補助対象事業の拡充や、補助率引上げ等のインセンティブ付与などにより、各種所管業務の枠を越えて、地方の地球温暖化対策を強力に後押しすべきである。また、地域脱炭素推進交付金の後継補助事業の創設により、指定都市の地域脱炭素化を引き続き後押しすることが重要である。さらに、再生可能エネルギー導入拡大において課題となる家庭用太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進するための仕組みづくりや事業環境の整備、財政支援等により、循環型社会の形成を通じた脱炭素社会の実現を目指すべきである。



9 持続可能な学校体制づくり

- (1) 教職員の働き方改革に資する一層の財政措置を講ずること。
- (2) 教職員定数及び加配措置の更なる充実を図ること。
- (3) スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門職を教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。

【要請の背景】

- (1) 令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、人材確保の観点から、働き方改革の推進や教員の処遇改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずることとされた。これを受け、各地方自治体でも、教職調整額の段階的な引上げ等の処遇改善を実施している。しかし、幼稚園教育職員については、保育所及び幼保連携型認定こども園職員との均衡を理由に処遇改善が見送られており、他校種との均衡を踏まえた見直しが必要な状況である。教職員不足の解消には、これらの処遇改善を進めるとともに、引き続き実態に即した制度改正を行い、学校や教職員が担う業務の適正化を推進することが重要である。また、部活動指導員や教員業務支援員、スクールロイヤー等の配置拡大や補助基準額引上げ等、教職員の負担軽減・働き方改革の推進に係る取組を各地方自治体が進められるよう財政措置を講ずるべきである。
- (2) 教職員定数の更なる改善策として、小学校における教科担任制の推進については、学年担任制をはじめ学校事情に応じて柔軟かつ恒常的に実施できる体制となるよう、対象教科・学年の拡大や資格要件の緩和を行う必要がある。また、中学校35人学級編制の実施にあたっては、他の加配から振替えを行わずに進められたい。さらに、特別支援学校や特別支援学級については、よりきめ細かな教育を推進していけるよう、学級編制の標準を見直すべきである。加えて、こども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の拡充のため、新たに理学療法士や医療的ケア看護職員等専門職にかかる定数措置、養護教諭や学校事務職員の全校複数配置、栄養教諭等の抜本的な定数改善、いじめや不登校対応に係る加配定数の拡充等を求めるとともに、校内外の教育支援センターにおける指導体制確保のための財政措置を講ずるべきである。
- (3) 不登校児童生徒の支援やいじめへの対応等を丁寧に行う上で、常勤のSCやSSW等の専門職は不可欠であり、教職員定数として算定し国庫負担金の対象として位置付けるべきである。また、校内教育支援センター支援員配置事業の補助年限を撤廃するとともに、不登校児童生徒が経済的理由でフリースクール等の民間施設で学ぶ機会を失うことがないように、経済的支援制度構築と財政措置を講ずるべきである。

財政措置の拡充

- ・ 教職調整額の引上げ等の「教師の処遇改善」の着実な実施
- ・ 部活動指導員や教員業務支援員、スクールロイヤー等の配置拡大や補助基準額の引上げ、フリースクール等の利用支援の拡充等
- ・ 校内教育支援センター支援員配置事業の補助年限を撤廃

教職員定数の充実

- ・ 小学校の教科担任制の更なる充実 ・ 特別支援学校定数配置基準見直し
- ・ 他の加配からの振り替えによらない中学校35人学級の実現
- ・ 専門人材（理学療法士や医療的ケア看護職員等）の配置拡充
- ・ 養護教諭や学校事務職員の全校複数配置 ・ 栄養教諭等の定数改善
- ・ いじめや不登校対応に係る加配定数の拡充
- ・ 校内外の教育支援センターにおける指導体制確保のための財政措置

国庫負担金の対象拡大

- ・ 常勤のSCやSSW等の専門職の国庫負担金対象化

10 地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大

- (1) 地域公共交通を支えるバス路線の運行維持のために、指定都市内のフィーダー系統にも国の支援が行き渡るよう補助対象を拡大するとともに、算定基準の見直しを行うこと。また、補助対象となるフィーダー系統に接続する系統についても補助対象とすること。
- (2) バス運転者確保に向けた取組に関する国の支援を拡大し、地方自治体等が実施する取組も支援対象とするとともに、運転者確保に向けた取組に要する経費に係る特別交付税措置を拡大すること。
- (3) フィーダー系統補助活用にあたり地方運輸局長等が指定する交通不便地域に関して、距離条件を緩和すること。

【要請の背景】

(1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金における地域内フィーダー系統補助金は、原則として指定都市内のフィーダー系統が補助対象外とされているが、地域公共交通利便増進実施計画の有無に関わらず、指定都市内系統も補助対象とすべきである。また、補助上限額が交通不便地域人口を基に算定され、実際のカバー圏域の人口と乖離していることから、実利用圏域人口に基づく算定に是正するとともに、運行事業者の費用と標準経常費用の乖離が大きく、その差額が事業者の負担になっていることから標準経常費用の見直しを行うべきである。

また、バス路線は、他の公共交通の結節点へ接続することにより、一体となった交通体系を形成し、住民の移動確保にあたっている。補助対象のフィーダー系統に接続するラストワンマイルの交通インフラも移動手段として確保することで、初めて当該系統の効果が十分に発現されるため、補助対象を拡大すべきである。

(2) バス事業者は国の補助制度を活用しながら運転者の待遇改善や新規採用に重点的に取り組んでいるが、今後一層、運転者不足による減便・路線廃止が想定されている。については、バス事業者が実施する運転者確保に向けた取組に関する国の支援を継続・拡充することに加え、地方自治体が発行する運転者確保に向けた取組に係る経費を特別交付税の算定項目に含めるべきである。

(3) 地域内フィーダー系統補助金において地方運輸局長等が指定する交通不便地域は、「半径1km以内にバスの停留所、鉄軌道駅、(略)が存しない集落、市街地」として距離条件が設けられている。当該指定に係る審査では、地域特性に応じた対応がされているものの、これら特性に関わらず高齢者の1kmの徒歩移動は困難な場合がある。更なる高齢化に備え、当該距離の妥当性を検証し、必要に応じた見直しを行うべきである。

バス事業を取り巻く主な課題

- ・ 人件費・燃料費等の高騰による運行経費の増大
- ・ 運転者不足の深刻化
- ・ 指定都市内系統に対する国の支援制度が限定的であるなかでの、地方自治体独自の財政支援の負担

必要な取組

国や地方自治体による持続的な財政支援の実施

国に求める支援

- ・ 指定都市内のフィーダー系統への補助対象を接続系統を含めて拡大するとともに、算定基準を見直すこと
- ・ バス運転者確保に係る国の支援の拡大とともに、特別交付税措置を拡充すること
- ・ 交通不便地域の指定に係る距離要件を緩和すること

バス路線の安定的な
運行の実現

1 1 基幹業務システムの統一・標準化の課題の解決

- (1) 国が示す標準化・ガバメントクラウドの活用意義である「地方自治体の人的負担・財政的負担の軽減」、「住民サービスの向上」、「新たなサービスの迅速な展開」に資する環境の実現に向けて、国がシステム統一・標準化の効果検証を行うとともに、工程を明確化すること。
- (2) 全てのシステムが標準準拠システムへの移行を完了するまでに必要となる経費に加え、標準化に伴い対応が必要となる事業の一切の経費を国費で確実に措置すること。また、ガバメントクラウド利用料等の運用経費については、各地方自治体の実態を的確に反映した財政措置と恒常的支援を講じ、地方自治体の負担が標準化移行前の水準を上回らないようにすること。
- (3) 制度所管省庁は、制度改正等に伴う標準仕様書の改定にあたり、地方公共団体情報システム標準化基本方針を遵守し、準備期間確保と早期周知を徹底すること。また、システム改修や運用経費の増分は国費で確実に措置するとともに、特定移行支援システムにも十分配慮すること。

【要請の背景】

- (1) 標準化とガバメントクラウドの活用は、人口減少や専門人材不足の中で、セキュリティ向上、災害対応力の強化、業務負担の軽減、住民サービスの向上等に不可欠の意義を踏まえ、国は効果検証の上、工程を明確化し、環境整備を加速すべきである。
- (2) 全指定都市が特定移行支援システムを抱える状況等を踏まえ、標準化と一体で再構築が必要な標準化対象外システムにかかる関連経費は、国費で確実に措置すべきである。運用面では、運用経費が高騰している状況を踏まえ、総合的な対策の取組を推進し、3割削減に向けた環境整備を早期に実現すべきである。加えて、標準化移行前の水準を上回る運用経費の増分については、各地方自治体の実態を的確に反映した、地方負担の生じない財政措置を講ずるとともに、ガバメントクラウド利用料について、上限設定などの柔軟な対応を検討し、負担を抑制する仕組みを恒常的に講ずるべきである。
- (3) 令和7年12月24日開催の「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係省庁会議（第6回）」では、標準仕様書改定ルール徹底や、制度改正等に伴う標準準拠システムの改修や運用経費増分への適切な財源措置の必要性が改めて示された。各制度所管省庁はこれらの趣旨に沿い、統一的で実効性ある運用を徹底すべきである。

国が進める地方自治体のシステム標準化の取組概要

概要

- 令和7年度（2025年度）末までに標準準拠システムへ移行を目指す
→移行が令和8年度（2026年度）以降とならざるを得ないことが具体化したシステムを「特定移行支援システム」とし、概ね5年以内に移行できるように国が積極的に支援する

意義

- 情報システムを個別に開発することによる人的・財政的負担を軽減
- 地域の実情に即した住民サービスの向上に注力
- 新たなサービスの迅速な展開を可能とする

引き続き課題が山積

システム統一・標準化の効果検証と工程の明確化

背景

- 標準化とガバメントクラウド活用意義は、人口減少や専門人材不足の中で、セキュリティ向上、災害対応力の強化、業務負担の軽減、住民サービスの向上等に不可欠

要望

- システム標準化の意義に資する環境の実現に向け、国がシステム統一・標準化の効果検証を行うとともに、工程を明確化すること

自治体の実態を的確に反映した財政措置と恒常的支援

背景

- 全指定都市が特定移行支援システムを抱える状況
- 3割削減に向け早期の環境整備が必要
- 各地方自治体の実態を反映した財政措置と恒常的支援が必要

要望

- 移行完了までの経費に加え、標準化に伴う関連経費を国費で確実に措置すること
- 運用経費に関して、各地方自治体の実態を的確に反映した財政措置と恒常的支援を講じること
- 地方自治体負担が標準化移行前水準を上回らないようにすること

制度改正等に伴う標準仕様書の改定に係る対応

背景

- 国の会議において、標準仕様書改定ルールの徹底、制度改正等に伴う標準準拠システムの改修や運用経費増分への適切な財源措置の必要性が提示

要望

- 標準仕様書の改定にあたり、地方公共団体情報システム標準化基本方針を遵守し、準備期間確保と早期周知を徹底すること
- システム改修や運用経費の増分は国費で確実に措置するとともに、特定移行支援システムにも十分配慮すること